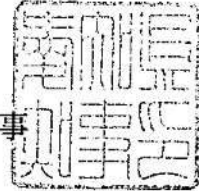


30 循環第 314 号  
平成 30 年 6 月 26 日

名古屋市 長 殿

愛 知 県 知 事



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（照会）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 8 日付けで下記の者から別添（写）のとおり申請があり、法第 8 条第 4 項及び第 15 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 26 日付け愛知県告示第 344 号で設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する旨を告示しました。

つきましては、法第 8 条第 5 項及び第 15 条第 5 項の規定に基づき、生活環境保全上の見地からの意見を照会しますので、平成 30 年 8 月 14 日（火）までに回答してください。

記

株式会社 ワトワメディカル  
代表取締役 辻 直

担 当 環境部資源循環推進課  
産業廃棄物グループ（浅井）  
電 話 052-954-6235（ダイヤルイン）

30環廃第124号  
平成30年8月8日

愛知県知事 様

名古屋市長 河村 たかし



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について  
（回答）

平成30年6月26日付け30循環第314号にて照会のありました件につきましては、下記のとおり回答します。

記

- 1 公害関係法・条例を遵守し、公害防止に留意すること。
- 2 近隣住民等から公害苦情が起きた場合は速やかに対応すること。
- 3 近隣住民等から施設の公開を求められた場合には、これに応じるよう努めること。
- 4 焼却炉及び排ガス処理設備の適切な運転管理及び維持管理を徹底するため、従業員及び関係者に対する教育を行うこと。



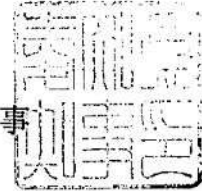
担当 環境局事業部廃棄物指導課  
産業廃棄物審査係  
電話 052-972-2391

30 循環第314号

平成30年6月26日

大府市長 殿

愛知県知事



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（照会）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、平成30年6月8日付けで下記の者から別添（写）のとおり申請があり、法第8条第4項及び第15条第4項の規定に基づき、平成30年6月26日付け愛知県告示第344号で設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する旨を告示しました。

つきましては、法第8条第5項及び第15条第5項の規定に基づき、生活環境保全上の見地からの意見を照会しますので、平成30年8月14日（火）までに回答してください。

記

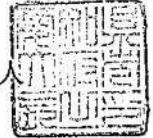
株式会社 ワトワメディカル  
代表取締役 辻 直

担 当 環境部資源循環推進課  
産業廃棄物グループ（浅井）  
電 話 052-954-6235（ダイヤル）

30大環第488号  
平成30年8月21日

愛知県知事 殿

大府市長 岡村 秀人



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（回答）

平成30年6月22日付け30循環第314号にて照会のありましたことについて、意見なしで回答いたします。

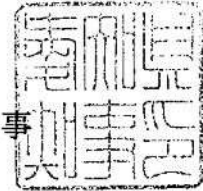
連絡先 大府市市民協働部  
環境課環境保全係  
電 話：0562-45-6223  
F A X：0562-47-9996  
E-mail：[kankyo@city.obu.lg.jp](mailto:kankyo@city.obu.lg.jp)



30 循環第 314 号  
平成 30 年 6 月 26 日

豊明市長 殿

愛 知 県 知 事



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について（照会）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 8 日付けで下記の者から別添（写）のとおり申請があり、法第 8 条第 4 項及び第 15 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 26 日付け愛知県告示第 344 号で設置許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する旨を告示しました。

つきましては、法第 8 条第 5 項及び第 15 条第 5 項の規定に基づき、生活環境保全上の見地からの意見を照会しますので、平成 30 年 8 月 14 日（火）までに回答してください。

記

株式会社 ワトワメディカル  
代表取締役 辻 直

担 当 環境部資源循環推進課  
産業廃棄物グループ（浅井）  
電 話 052-954-6235（ダイヤルイン）

豊環第282号

平成30年8月1日

愛知県知事 殿

豊明市長 小浮 正典



一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請について  
(回答)

平成30年6月26日付け30循環第314号の意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の法令の基準に従い適正に審査し、許可決定をしてください。
2. 施設設置後においても法定検査等を適切に実施し、周辺地域の生活環境の保全に配慮してください。



担当 経済建設部環境課  
環境保全係 (寺島、石川)  
電話 0562-92-1113  
メール [kankyo@city.toyoake.lg.jp](mailto:kankyo@city.toyoake.lg.jp)